

改正後

農業経営基盤強化準備金の必要経費算入及び認定計画に定めるところに従い取得した農用地等に係る必要経費算入に関する明細書

(平成 年分) 氏名 _____

1 農業経営基盤強化準備金の必要経費算入に関する明細書

交付金等の該当号		①	第 号			
交付金等の額（農業所得の雑収入として計上）		②	円			
必算 入額 の 計 費 算	②のうち認定計画に記載された農用地等の取得に充てるための金額（証明額）	③				
	事業所得の金額	④				
	必要経費算入額 （③と④のうちいずれか少ない金額以下の金額）	⑤				
農業経営基盤強化準備金の取崩しに関する明細書						
積立年分	本年分 必要経費算入額	年初の各年分 の準備金額	本年総収入金額			翌年繰越額 ⑤+⑥-⑦-⑧-⑨
			5年を経過した場合	任意取崩し等の場合	⑦及び⑧以外の場合	
	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
平成 年分		円	円	円	円	円
平成 年分						円
平成 年分						
平成 年分						
平成 年分						
平成 年分						
本年分	円					
計		円	円	円	円	円

2 認定計画に定めるところに従い取得した農用地等に係る必要経費算入に関する明細書

取得資産の 明細	取得した農用地等の種類	⑪				計
	取得年月日	⑫	平 . . .	平 . . .	平 . . .	
	取得した農用地等の取得価額	⑬		円	円	円
必要 経 費 算 入 額 の 計 算	準備金等 総収入 金額	5年を経過した農業経営基盤強化準備金の金額の総収入金額算入額	⑭			⑦
		任意取崩し等の農業経営基盤強化準備金の金額の総収入金額算入額	⑮			⑧の計
		②のうち準備金として積み立てられなかった交付金等の金額（証明額）	⑯			
	計 (⑭+⑮+⑯)	⑰				
	事業所得の金額	⑱				
	必要経費算入額 (⑱の計、⑰、⑱のうちいずれか少ない金額以下の金額)	⑲				
個別資産の必要経費算入額	⑳		円	円	円	

改正前

農業経営基盤強化準備金の必要経費算入及び認定計画に定めるところに従い取得した農用地等に係る必要経費算入に関する明細書

(平成 年分) 氏名 _____

1 農業経営基盤強化準備金の必要経費算入に関する明細書

交付金等の該当号		①	第 号			
交付金等の額（農業所得の雑収入として計上）		②	円			
必算 入額 の 計 費 算	②のうち認定計画に記載された農用地等の取得に充てるための金額（証明額）	③				
	事業所得の金額	④				
	必要経費算入額 （③と④のうちいずれか少ない金額以下の金額）	⑤				
農業経営基盤強化準備金の取崩しに関する明細書						
積立年分	本年分 必要経費算入額	年初の各年分 の準備金額	本年総収入金額			翌年繰越額 ⑤+⑥-⑦-⑧-⑨
			5年を経過した場合	任意取崩し等の場合	⑦及び⑧以外の場合	
	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
平成 年分		円	円	円	円	円
平成 年分						円
平成 年分						
平成 年分						
平成 年分						
平成 年分						
本年分	円					
計		円	円	円	円	円

2 認定計画に定めるところに従い取得した農用地等に係る必要経費算入に関する明細書

取得資産の 明細	取得した農用地等の種類	⑪				計
	取得年月日	⑫	平 . . .	平 . . .	平 . . .	
	取得した農用地等の取得価額	⑬		円	円	円
必要 経 費 算 入 額 の 計 算	準備金等 総収入 金額	5年を経過した農業経営基盤強化準備金の金額の総収入金額算入額	⑭			⑦
		任意取崩し等の農業経営基盤強化準備金の金額の総収入金額算入額	⑮			⑧の計
		②のうち準備金として積み立てられなかった交付金等の金額（証明額）	⑯			
	計 (⑭+⑮+⑯)	⑰				
	事業所得の金額	⑱				
	必要経費算入額 (⑱の計、⑰、⑱のうちいずれか少ない金額以下の金額)	⑲				
個別資産の必要経費算入額	⑳		円	円	円	

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">「農業経営基盤強化準備金の必要経費算入及び認定計画に定めるところに従い取得した農用地等に係る必要経費算入に関する明細書」の書き方</p> <p>この明細書は、青色申告書を提出する個人で、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 24 条の 2 第 1 項（農業経営基盤強化準備金）に規定する認定農業者に該当する者が同条及び第 24 条の 3 第 1 項（農用地等を取得した場合の課税の特例）の適用を受ける場合に使用します。</p> <p>なお、この明細書及び農林水産大臣から証明を受けた証明書については、上記特例の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>○ この明細書は、次により記載してください。</p> <p>1 農業経営基盤強化準備金の必要経費算入に関する明細書 措法第 24 条の 2 の規定を適用する場合に記載します。</p> <p>(1) 「交付金等の該当号」①欄 措法第 24 条の 2 第 1 項に規定する交付金等が農業経営基盤強化促進法施行規則第 25 条の 2 各号のいずれに該当するかを記載します。</p> <p>(2) 「②のうち認定計画に記載された農用地等の取得に充てるための金額（証明額）」③欄 農林水産大臣から証明を受けた「農業経営基盤強化準備金に関する証明書」による証明額を記載します。</p> <p>(3) 「事業所得の金額」④欄 その年分の事業所得の金額（措法第 24 条の 2、第 24 条の 3 の規定により必要経費に算入すべき金額（⑤欄及び⑥欄の金額）を必要経費に算入せず、かつ青色申告特別控除を適用しないで計算した金額）を記載します。</p> <p>(4) 「年初の各年分の準備金額」⑥欄 各年に積み立てた金額のうち、本年に繰り越された金額を記載します。 （注）措法第 24 条の 2 第 6 項又は第 7 項を適用する場合は、被相続人等が各年に積み立てた金額を含みません。</p> <p>(5) 「5 年を経過した場合」⑦欄 積み立てた年の翌年 1 月 1 日から 5 年を経過した準備金の金額を記載します。 （注）この準備金は、積み立てた翌年 1 月 1 日から 5 年を経過したときは、経過した日の属する年分の総収入金額に算入することとなっています。</p> <p>(6) 「任意取崩し等の場合」⑧欄 措法第 24 条の 2 第 3 項の規定により総収入金額に算入する、又は算入すべきこととなった同項に規定する農業経営基盤強化準備金の額に相当する金額を記載します。</p> <p>(7) 「⑦及び⑧以外の場合」⑨欄 措法第 24 条の 2 第 4 項又は第 8 項の規定により、本年分の総収入金額に算入する金額を記載します。</p> <p>2 認定計画に定めるところに従い取得した農用地等に係る必要経費算入に関する明細書 措法第 24 条の 3 の規定を適用する場合に記載します。</p> <p>(1) 「②のうち準備金として積み立てられなかった交付金等の金額（証明額）」⑩の欄 農林水産大臣から証明を受けた「農用地等を取得した場合の証明書」による証明額を記載します。</p> <p>(2) 「事業所得の金額」⑪欄 その年分の事業所得の金額（措法第 24 条の 3 の規定により必要経費に算入すべき金額（⑩欄の金額）を必要経費に算入せず、かつ青色申告特別控除を適用しないで計算した金額）を記載します。</p> <p>(3) 「個別資産の必要経費算入額」⑫欄 措法第 24 条の 3 に基づき取得した農用地等が 2 以上ある場合において、「必要経費算入額」⑩欄のうち個別資産の必要経費算入額は、「取得した農用地等の取得価額」⑬欄の金額を上限として、納税者の計算によるものとします。 なお、措法第 24 条の 3 の規定の適用を受けた農用地等について所得税に関する法令の規定を適用する場合には、当該農用地については、当該農用地等の「取得した農用地等の取得価額」⑬欄の金額から「個別資産の必要経費算入額」⑫欄の金額を控除した金額をもって取得したものとみなされます。</p>	<p style="text-align: center;">「農業経営基盤強化準備金の必要経費算入及び認定計画に定めるところに従い取得した農用地等に係る必要経費算入に関する明細書」の書き方</p> <p>この明細書は、青色申告書を提出する個人で、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 24 条の 2 第 1 項（農業経営基盤強化準備金）に規定する認定農業者に該当する者が同条及び第 24 条の 3 第 1 項（農用地等を取得した場合の課税の特例）の適用を受ける場合に使用します。</p> <p>なお、この明細書及び農林水産大臣から証明を受けた証明書については、上記特例の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>○ この明細書は、次により記載してください。</p> <p>1 農業経営基盤強化準備金の必要経費算入に関する明細書 措法第 24 条の 2 の規定を適用する場合に記載します。</p> <p>(1) 「交付金等の該当号」①欄 措法第 24 条の 2 第 1 項に規定する交付金等が農業経営基盤強化促進法施行規則第 25 条の 2 各号のいずれに該当するかを記載します。</p> <p>(2) 「②のうち認定計画に記載された農用地等の取得に充てるための金額（証明額）」③欄 農林水産大臣から証明を受けた「農業経営基盤強化準備金に関する証明書」による証明額を記載します。</p> <p>(3) 「事業所得の金額」④欄 その年分の事業所得の金額（措法第 24 条の 2、第 24 条の 3 の規定により必要経費に算入すべき金額（⑤欄及び⑥欄の金額）を必要経費に算入せず、かつ青色申告特別控除を適用しないで計算した金額）を記載します。</p> <p>(4) 「5 年を経過した場合」⑦欄 積み立てた年の翌年 1 月 1 日から 5 年を経過した準備金の金額を記載します。 （注）この準備金は、積み立てた翌年 1 月 1 日から 5 年を経過したときは、経過した日の属する年分の総収入金額に算入することとなっています。</p> <p>(5) 「任意取崩し等の場合」⑧欄 措法第 24 条の 2 第 3 項の規定により総収入金額に算入する、又は算入すべきこととなった同項に規定する農業経営基盤強化準備金の額に相当する金額を記載します。</p> <p>(6) 「⑦及び⑧以外の場合」⑨欄 措法第 24 条の 2 第 4 項の規定により、本年分の総収入金額に算入する金額を記載します。</p> <p>2 認定計画に定めるところに従い取得した農用地等に係る必要経費算入に関する明細書 措法第 24 条の 3 の規定を適用する場合に記載します。</p> <p>(1) 「②のうち準備金として積み立てられなかった交付金等の金額（証明額）」⑩の欄 農林水産大臣から証明を受けた「農用地等を取得した場合の証明書」による証明額を記載します。</p> <p>(2) 「事業所得の金額」⑪欄 その年分の事業所得の金額（措法第 24 条の 3 の規定により必要経費に算入すべき金額（⑩欄の金額）を必要経費に算入せず、かつ青色申告特別控除を適用しないで計算した金額）を記載します。</p> <p>(3) 「個別資産の必要経費算入額」⑫欄 措法第 24 条の 3 に基づき取得した農用地等が 2 以上ある場合において、「必要経費算入額」⑩欄のうち個別資産の必要経費算入額は、「取得した農用地等の取得価額」⑬欄の金額を上限として、納税者の計算によるものとします。 なお、措法第 24 条の 3 の規定の適用を受けた農用地等について所得税に関する法令の規定を適用する場合には、当該農用地については、当該農用地等の「取得した農用地等の取得価額」⑬欄の金額から「個別資産の必要経費算入額」⑫欄の金額を控除した金額をもって取得したものとみなされます。</p>